

日本DPO協会第11回オンライン例会  
「改正個人情報保護法エッセンス解説・  
事業者責務の拡大（各論解説第4回）」  
2022年2月24日（木）15:30～17:00

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

# 第1回講師

- 「改正個人情報保護法エッセンス解説(第1回)」  
2021年10月14日(木)15:30~17:00  
講師:個人情報保護委員会事務局企画官 恩賀 一 様

## • 各論解説第1回講師

- 各論解説第1回:「データの利活用(仮名加工情報の活用、個人関連情報の取扱い、提供元の記録義務)」
- 2021年11月11日(木)15:30~17:00
- 講師:個人情報保護委員会事務局 企画官 恩賀 一 様
- 参事官補佐 関口 朋宏 様
- 参事官補佐 松本 亮孝 様
- 参事官補佐 今 拓久真 様
-



# 各論解説第3回講師

- 「国外移転(外国にある第三者への提供制限、本人への情報提供の充実)」
- 2022年1月20日(木) 15:30~17:00
- 講師:個人情報保護委員会事務局 企画官 恩賀 一 様
- 参事官補佐 今 拓久真 様
- 参事官補佐 椎名 紗彩 様
- 参事官補佐 松本 亮孝 様

# 各論解説第4回（最終回）講師

- 「事業者の守るべき責務の拡大」
- 2022年1月20日（木） 15:30～17:00
- 講師：個人情報保護委員会事務局 企画官 恩賀 一 様
- 参事官補佐 今 拓久真 様
- 参事官補佐 椎名 紗彩 様
- 参事官補佐 松本 亮孝 様

# 個人情報保護委員会ガイドラインの有益性

- 初期のガイドラインの例
- 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A(2014年12月11日)
- (別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(特定個人情報保護委員会告示、2014年12月11日)
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号、2014年12月18日)

# ガイドラインの記述の例

- 「本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。」

## 当該記述の前例

- 個人情報保護法に基づいて、各主務大臣がガイドラインを策定することになり、そのうち経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(2004年10月)で使ったことがある。経済産業省における検討は比較的早い時期に始まり、ガイドライン案を作成する検討委員会の座長を務めたが、この「Ⅰ. 目的及び適用範囲」の中で、次のような記述をした。
- 「本ガイドライン中、「しなければならない」と記載されている規定については、それに従わなかった場合は、経済産業大臣により、法の規定違反と判断され得る。一方、「望ましい」と記載されている規定については、それに従わなかった場合でも、法の規定違反と判断されることはない(Ⅲ. 参照)。」



# 個人情報保護委員会への期待

- プライバシー・個人情報保護の分野における理想的な存在であること。
- 国際的役割を一層重視すること。
- 国際的動向を把握し、国内においてどのようにするか検討すること。
- 創意工夫により業務を展開すること。
- その他